

2018年10月2日

受益者の皆様へ

ベアリングス・ジャパン株式会社

「ベアリング欧州株ファンド（為替ヘッジあり）」
信託約款の変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、弊社では、ご投資いただいております「ベアリング欧州株ファンド（為替ヘッジあり）」（以下、「当ファンド」といいます。）におきまして、信託約款の変更（以下「本件信託約款の変更」といいます。）を提案いたしたく、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の定めに基づき、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）の手續についてご通知申し上げます。

つきましては、お手数ですが本書面および「書面決議参考書類」をお読みいただき、本件信託約款の変更に関する決議の賛否および必要事項を、同封の「議決権行使書面」にご記入の上、弊社までお送りいただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 予定しております信託約款の変更内容および変更理由

当ファンドの現在の信託財産規模および当ファンドの商品性の維持に鑑みて、信託期間を無期限から有期限（平成31年4月26日（該当日が国民の祝日となった場合は翌営業日））に変更いたします。また、当該有期限までに運用の更なる継続が受益者のためにとって望ましいと判断される場合には受託者と協議のうえ信託期間を延長できる規定を設けます。

<約款変更新旧対照表（案）>

（下線部分___は変更箇所を示します。）

変更後	変更前
【信託期間】 第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成31年4月26日（該当日が国民の祝日となった場合は	【信託期間】 第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第48条第1項ならびに第2項、第49条第1項、第50条第

翌営業日) までとします。	1 項および第 52 条第 2 項の規定 による解約の日までとします。
② 委託者は、信託期間満了前に、信託 期間の延長が受益者に有利であると 認めたとときは、受託者と協議のう え、信託期間を延長することができ ます。	(新設)
以上	以上

2. 信託約款の変更手続および日程

事項	日程
書面決議の対象受益者の確定	2018 年 10 月 2 日 (2018 年 9 月 28 日購入申込み受付分までの受益 者が対象となります。)
書面による議決権の行使期限	2018 年 11 月 5 日まで
書面による決議の日 (約款変更決定日)	2018 年 11 月 6 日
約款変更予定日	2018 年 11 月 8 日
信託約款の変更適用日	2018 年 11 月 30 日

- ・ 書面による議決権の行使については、2018 年 10 月 2 日現在の受益者の皆様を対象としております。
- ・ 2018 年 10 月 2 日現在の受益者の皆様は、上記の議決権の行使期間中に、委託会社であるベアリングス・ジャパン株式会社に対し、書面により、本件信託約款の変更に関し議決権の行使ができます。詳細は「3. 書面決議の方法について」をご参照ください。
- ・ 本決議は、当ファンドにおいて議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の賛成をもって可決されます。
- ・ 上記の議決権数の賛成を得られず本決議が否決された場合は、信託約款の変更を実施いたしません。この場合、本決議の日以降速やかに、その旨を日本経済新聞朝刊にて公告するとともに、書面にて受益者の皆様にお知らせいたします。

3. 書面決議の方法について

2018 年 10 月 2 日現在の当ファンドの受益者の皆様は、同封の「議決権行使書面」に、本件信託約款の変更について賛成または反対される旨および必要事項 (①住所、②氏名 (ご記名をお願いいたします。)、③電話番号 (日中連絡先)、④ファンド名 (「ベアリング欧州株ファンド (為替ヘッジあり)」) とご記入ください。)、⑤取扱販売会社、取引店名、口座

番号、2018年10月2日現在の保有受益権口数)をご記入の上、**2018年11月5日必着で同封の返信用封筒等によるご郵送**にて下記宛にご送付ください。**2018年11月5日弊社到着分までを有効とさせていただきます。**

なお、**投信法および信託約款の規定に基づき、受益者の方が議決権を行使されない場合(議決権行使書面のご返送がない場合)**は、**本件信託約款の変更に賛成するものとさせていただきます。**

【送付先】

〒104-0031

東京都中央区京橋二丁目2番1号

京橋エドグラン7階

ベアリングス・ジャパン株式会社 法務・コンプライアンス部 宛

【議決権の取扱い】

同一の受益者の方が本件信託約款の変更につきまして、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、全ての議決権に関して無効とさせていただきます。

また、本件信託約款の変更についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書面が提出された場合は、本件信託約款の変更に賛成するものとさせていただきます。

なお、**投信法および信託約款の規定に基づき、受益者の方が議決権を行使されない場合(議決権行使書面のご返送がない場合)**は、**本件信託約款の変更に賛成するものとさせていただきます。**

【ご注意事項】

- ① 当ファンドを複数の販売会社の口座でお持ちの方、同一販売会社であっても複数の取引店の口座でお持ちの方は、保有する全ての取扱販売会社、取引店名、口座番号、2018年10月2日現在の保有受益権口数をご記入ください。
- ② 議決権行使書面の記入内容に不備等がある場合、議決権の行使ができなくなる場合があります。
- ③ 議決権を行使された受益者の方の議決権数(保有受益権口数)確認のため、取扱販売会社に対して口座等の確認を行う場合があります。従いまして、議決権を行使された受益者の方は、当該議決権行使の情報については弊社が取扱販売会社と共有することにつき同意されたものとします。
- ④ 必要がある場合は、ご本人様確認のための書類等をご提出いただくことがあります。

本件で取得した情報は、当ファンドの信託約款の変更に関する法令に基づく手続（書面決議の手続）のみに利用するものとし、当該目的以外には利用しません。

4. 反対受益者の受益権買取請求の不適用について

投信法および信託約款の規定に基づき、当ファンドにおいては、本決議が可決された場合においても、投信法に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用は受けないこととなっております。

従いまして、本件信託約款の変更に反対された受益者の方は、受託会社に対し、自己に帰属する当ファンドの受益権について、信託財産による買取を請求することはできませんが、本件信託約款の変更に反対されたか否かにかかわらず、取扱販売会社では、通常通り、ご換金のお申し込みを受け付けいたします。

5. 本件に関するお問い合わせ先

ベアリングス・ジャパン株式会社

「信託約款の変更」についての受付窓口

電話番号：**03-4565-1040**

（受付時間は午前9時から午後5時までです。ただし、土、日、祝日を除きます。）

以上